

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
36 徳島県	203 小松島市	36000	9480005002365	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人和田島福祉会				
(8)主たる事務所の住所	徳島県	小松島市	大林町字金岡70番地1		
(9)主たる事務所の電話番号	0885-37-1015	(10)主たる事務所のFAX番号			
(11)従たる事務所の有無	2 無				
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページアドレス	http://www.ans.co.jp/u/wadajimafukushikai/		(14)法人のメールアドレス	hanashinnbari@joy.ocn.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和53年8月14日	(16)法人の設立登記年月日	昭和53年8月30日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	9	(2)評議員の現員	9	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	0
-----------	---	-----------	---	----------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
中村 義輝	無職	H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	0
川田 典弘	小松島市社会福祉協議会	H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	0
沖野 洋子	ひかり保育園副園長	H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	1 有	0
田崎 幸	こやす認定こども園園長	H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	1 有	0
松下 直弘	のぞみ保育園副園長	H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	1 有	0
若松 義明	若松保育園園長	H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	1 有	0
半田 扶美子	無職 知区社協	H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	0
真本 恵美子	無職 知区社協	H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	0
木下 博吉	会社員	H29.4.1 ~ H33.3.31	2 無	2 無	0

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	0	2 特例無
----------	---	----------	---	----------------------	---	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数	
大和 忠広	1 理事長（会長等含む。）	H30.6.26 ~ H32.6.25	2 非常勤		花しんぱり子ども園園長	2 無
添木 一男	3 その他理事	H30.6.26 ~ H32.6.25	2 非常勤		会社員	2 無
大和 國彦	3 その他理事	H30.6.26 ~ H32.6.25	2 非常勤		会社員	2 無
末岐 仁人	3 その他理事	H30.6.26 ~ H32.6.25	2 非常勤		会社員	2 無
大和 友就	3 その他理事	H30.6.26 ~ H32.6.25	2 非常勤		勝浦みかん保育園園長	2 無
西浦 美紀	3 その他理事	H30.6.26 ~ H32.6.25	2 非常勤		かもめ保育園副園長	2 無

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
----------	---	----------	---	---------------------	---

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
山内 伊三郎	自営業	2 無	平成29年6月26日
関 博	自営業	2 無	平成29年6月26日

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
渦潮監査法人	1,944,000	2 無	渦潮監査法人	1,944,000

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数		②常勤兼務者の実数		③非常勤者の実数	
	0	0	0	0	0	0
(2)施設・事業所職員の人数	①常勤専従者の実数		②常勤兼務者の実数		③非常勤者の実数	
	143	0	0.0	0.0	0.0	0.0

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成29年6月25日	9	6	2	1/3	①平成28年度本部及び施設（かもめ保育園・花しんぱり子ども園・勝浦みかん保育園・勝浦こすす保育園・あいずみ保育園・まつげ保育所）事業報告承認の件 ②平成28年度本部及び施設（かもめ保育園・花しんぱり子ども園・勝浦みかん保育園・勝浦こすす保育園・あいずみ保育園・まつげ保育所）収支決算の承認の件

③監事による監査報告
④理事及び監事選任の件
⑤その他

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成29年6月11日	6	2	①平成28年度本部及び施設（かもめ保育園・花しんぱり子ども園・勝浦みかん保育園・勝浦こすもす保育園・あいずみ保育園・まつげ保育所）事業報告について ②平成28年度本部及び施設（かもめ保育園・花しんぱり子ども園・勝浦みかん保育園・勝浦こすもす保育園・あいずみ保育園・まつげ保育所）収支決算の承認について ③監事による監査報告 ④苦情解決第三者委員会報告について ⑤定時評議員会の日程について ⑥その他（花しんぱり子ども園敷地の件について）
平成29年6月25日	6	2	①理事長選定の件 ②第三者委員選任の件 ③その他
平成29年10月20日	6	2	①平成29年度第1次施設会計補正予算承認の件 ②就業規則一部改正の件 ③その他（阿波市認定こども園民間移管について等）
平成29年11月18日	6	2	①阿波市保育所民営化の件 ②その他
平成30年3月20日	6	2	①平成30年度法人及び施設（かもめ保育園・花しんぱり子ども園・勝浦こすもす保育園・勝浦みかん保育園・あいずみ保育園・まつげ保育所）の事業計画承認の件 ②その他
平成30年3月31日	6	2	①平成29年度法人及び施設（かもめ保育園・花しんぱり子ども園・勝浦こすもす保育園・勝浦みかん保育園・あいずみ保育園・まつげ保育所）第2次補正予算承認の件 ②諸規定改正の件 ③給与規定の一部改正の件 ④その他

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	山内 伊三郎 関 博
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし。
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし。

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	01 無限定適正意見
(2)会計監査人による監査報告書	2017渦潮監査法人監査報告書.pdf

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
001	法人本部	00000001	本部経理区分			法人本部					
		徳島県	小松島市	大林町字金岡70番地1			3 自己所有	3 自己所有	昭和53年8月14日	0	0
		ア建設費						0	0.000		
002	かもめ保育園	02091201	保育所			かもめ保育園					
		徳島県	小松島市	和田島町字西林66-1			3 自己所有	3 自己所有	昭和54年4月1日	120	32,098
		ア建設費						0	543.680		
003	花しんぱり子ども園	02101801	幼保連携型認定こども園			花しんぱり子ども園					
		徳島県	小松島市	大林町金岡70番地1			3 自己所有	3 自己所有	平成20年4月1日	135	37,051
		ア建設費						0	1,620.910		
004	勝浦こすもす保育園	02091201	保育所			勝浦こすもす保育園					
		徳島県	勝浦郡勝浦町	大字中角字豊田29番地1			3 自己所有	3 自己所有	平成22年4月1日	80	20,995
		ア建設費						0	672.720		
005	勝浦みかん保育園	02091201	保育所			勝浦みかん保育園					
		徳島県	勝浦郡勝浦町	大字三溪字上川原28番地1			3 自己所有	3 自己所有	平成22年4月1日	50	15,498
		ア建設費						0	699.580		
006	あいずみ保育園	02091201	保育所			あいずみ保育園					
		徳島県	板野郡藍住町	東中富字龍池傍示44番地1			3 自己所有	3 自己所有	平成24年4月1日	120	29,346
		ア建設費						0	1,240.220		
		02091201	保育所			まつげ保育所					

007	まつげ保育所	徳島県	板野郡松茂町	笹木野字山東37番地1	3 自己所有	3 自己所有	平成28年4月1日	80	17,893
		ア建設費						0	722.010
		イ大規模修繕							

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)					

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組		
①任意事項の公表の有無		
㊦事業報告	1 有	
㊧財産目録	1 有	
㊨事業計画書	1 有	
㊩第三者評価結果	2 無	
㊪苦情処理結果	1 有	
㊫監事監査結果	1 有	
㊬附属明細書	1 有	
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況		
①事業運営に係る公費(円)	661,314,100	
②施設・設備に係る公費(円)	0	
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	66,745,974	
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について		
施設名		直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	
③業務内容	
④費用[年額](円)	
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等(複数回答可)		
①社会福祉施設職員等退職手当共済制度((独)福祉医療機構)に加入	1 有	
②中小企業退職金共済制度((独)勤労者退職金共済機構)に加入	2 無	
③特定退職金共済制度(商工会議所)に加入	2 無	
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有	
⑤その他の退職手当制度に加入(具体的に: ●●●)		
⑥法人独自で退職手当制度を整備	2 無	
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無	

独立監査人の監査報告書

平成30年 6月 5日

社会福祉法人和田島福祉会
理事長 大和 忠広 殿

渦潮監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

工藤誠介印

<計算関係書類監査>

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づく監査に準じて、社会福祉法人和田島福祉会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29会計年度の計算関係書類(社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書(社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。)の項目並びに社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記をいう。以下同じ。)について監査を行った。

計算関係書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算関係書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算関係書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算関係書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。計算関係書類監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算関係書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算関係書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人和田島福祉会の当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財産目録に対する意見>

当監査法人は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人和田島福祉会の平成29年3月31日現在の平成29会計年度の財産目録(社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。)について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、すべての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

利害関係

社会福祉法人和田島福祉会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上